

件名	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例
主管課	畜産課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号) ・畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)
<p>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律が令和4年4月1日から施行されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めるものである。</p> <p>【制定の概要】</p> <p>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第35条及び第48条第3項の規定に基づき、畜舎等の敷地及び構造等に関して必要な制限を付加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内の床面積1,000㎡超の畜舎等の敷地について、6m以上の接道を義務付け ・崖付近の畜舎等について、擁壁等の設置を義務付け 	
施行日	令和4年4月1日
【その他参考事項】	